

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和7年2月

長野市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

まえがき	P 1
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 2
1 今後の農業の基本的な方向	
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	
4 地域農業のあり方	
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	P 1 3
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	
2 農業経営の指標	
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	P 1 7
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	
2 農業経営の指標（新規就農計画）	
第 3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	P 1 9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 市が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携・役割分担	
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の育成・確保のための情報収集・相互提供	
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	P 2 1
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 2 3
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

第6 その他

P 3 0

まえがき

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき長野県が策定した長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を指針に、今後 10 年間を見据えた効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標等を定めるものです。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

長野市の農業は、善光寺平・川中島平、また、千曲川沿岸の肥沃な平坦地から標高 1,000 m 級の高冷地に及ぶ広大な耕地で展開されており、恵まれた自然条件と都市近郊型の利点を生かし、大都市圏及び市民や周辺地域に食料を供給する重要な役割を果たし発展してきました。

長野市では、変化に富んだ地形と自然条件を巧みに活かし、果樹、きのこ、野菜、園芸作物等、バラエティーに富んだ農業生産が行われています。特に果樹は多品目が生産されており、中でもりんご、ぶどう、ももの生産量が多くなっています。

しかしながら、農林業センサスにおける農業構造の変化が示すとおり、総農家数は 1 割、経営耕地面積は 2 割程度減少するなど、厳しい状況となっています。

項 目	2015 農林業センサス	2020 農林業センサス
経営耕地面積（総農家）	4,780ha	3,746ha
農家数	11,782 戸	9,902 戸
1 戸当たりの経営耕地面積	40a	37a

このような中、長野市においては平成 29 年 2 月に「三実一体で実現する力強い長野市農業」を将来像とする長野市農業振興アクションプランを策定、計画期間の 5 年間を経て令和 4 年度からは第二期長野市農業振興アクションプランに移行し、同計画の運用を開始しました。

（アクションプランに定めた長野市農業の将来像）

三実^み一体で実現する力強い長野市農業

「実り 1」未来につなぐ！ 豊かな大地に根差した 誇りある農業

「実り 2」魅力アップ！ 新たな発想に基づき 発展する農業

「実り 3」みんなが主役！ 市民が共に支え育む 人をつなぐ農業

長野市農業の将来像を実現するため、認定農業者（法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）など中心的な担い手を育成するとともに、定年帰農者、農業に参入する企業など新たな担い手の確保や兼業・自給的農家など多様な担い手の育成を通じて、農地の有効利用を推進します。

なお、地域計画に位置付けられている者に対しては、農業生産基盤の強化を図るため、積極的に農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を推進します。

また、主力である果樹を中心に、地域特性を活かした多品目の農産物の生産と、販売力の強化を促進するとともに、地産地消の取組や中山間地域における農家民泊事業、農業体験を取り入れた都市生活者との交流事業などを通じて農業・農村に対する市民の理解を促進し、すべての市民が長野市農業の応援隊となることを目指します。

(1) 農業者

2020 農林業センサスによると、令和 2 年の基幹的農業従事者の平均年齢は 71.8 歳で、20 年前の平成 12 年と比較して 6 歳上昇しています。また、総農家数も 20 年前に比べて 35%減少しているとともに、そのうち農業を生業として生計を立てている農業者として「販売農家」の推移に着目すると、56%と半数にまで減っている状況です。

これらに対応するため、地域計画を通じて、長野市農業の中心を担う中核的経営体の育成や経営体を担う人材としての新規就農者の確保とともに、営農組織等を育成し、多様な担い手へ農地を集積・集約することで農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要があります。

(注) 中核的経営体とは、認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 農用地（農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地）

農用地については、都市的土地利用への転換、中山間地域における遊休農地の増加等により減少傾向にあり、小規模かつ不整形な区画の農用地が多く、規模拡大や機械化による生産性の向上の阻害要因となっています。

このため、農業振興地域整備計画を見直し、今後とも農業の振興を図るべき地域を明確化し、秩序ある土地利用を図るとともに、地域の実情にあった各種の土地基盤整備事業の導入により生産性を向上させ、さらに遊休農地の実態把握に努め、遊休農地の再生と利活用を図っていく必要があります。

(3) 農地流動化

農地の流動化については、利用権の設定に対し市単独でも助成金等の交付を行うとともに、農地中間管理機構へ農地を貸し付けた農地の出し手に対して条件に応じて、機構集積協力金を交付することにより、担い手への利用集積を図っています。

今後も地域計画を通じて借り手・貸し手の掘り起こしに努めるとともに、担い手への農地の集約化を促進する必要があります。

(4) 農業技術

自然災害や輸入農産物との価格競争に打ち勝つためには、単に農業者個人の取組に依存するだけでなく、新品種の開発・生産コストの低減等農業生産技術についての行政・農業団体の連携による組織的な普及促進が不可欠です。

このため、機械化・省力化技術や付加価値向上技術、また消費者ニーズにもあった

環境保全型農業を展開するための技術等を、県・農業協同組合等と共に普及促進し、新たな産地間競争に打ち勝っていく必要があります。

(5) 資本装備等

施設の整備や機械の導入及び資本の装備については、補助事業等の助成施策の積極的導入と、国・県・市の制度資金の活用等により経営の改善とロボット技術・ICT技術等を活用したスマート農業の導入を促進し、経営基盤の確立を図る必要があります。

また、農畜産物の価格安定対策制度、農業共済制度の積極的活用とバックアップを図り、効率的農業経営を進める必要があります。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域その他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を育成・確保するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：500万円程度 年間労働時間：2,000時間程度

個人経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円程度の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体あたり概ね400万円程度（主たる従事者1人あたり300万円程度）とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

なお、中山間地域の経営指標を適用する区域については、浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の13区域とします。

団体経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとします。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

ア 長野市農業を支える中核的経営体の育成

長野市の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、長野市農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。

そのため、地域の話合い等によって策定した地域計画を通じて、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の拡大・多角化等による経営発展を一層推進します。

また、認定農業者制度に基づいて、長野市農業の中心的な担い手となる認定農業者を育成・支援します。

イ 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定的に確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の育成・確保に向けた取組を複層的に展開します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：250万円程度 年間労働時間：2,000時間程度

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に育成・確保するため、新規就農者を毎年 45 名程度確保することを目標とします。

4 地域農業のあり方

(1) 基本的誘導方向

地域計画を通じて、地域農業を担う中核的経営体を育成することにより、力強い農業構造を構築するものとします。

なお、農業生産条件の不利等により、当面、十分な中核的経営体の育成・確保が困難な中山間地域等にあつては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織等多様な担い手を育成することにより、地域農業の維持・発展を図るものとします。

ア 構造再編の方向

今後は、農家の階層分化と多様化が一層進行し、高齢農家、自給的農家等は作業委託等による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かうと予測され、土地持ち非農家等も相当数増加するものと見込まれることから、これらの農家層の規模縮小部分を補完し引き受けていく「受け皿」づくりを早急に進める必要があります。

具体的には、

- (ア) 農業で自立する意欲を持って規模拡大・経営改善を目指す者を明確化して、中核的経営体への移行を進める方向（個人経営型）。
- (イ) 生産組織を育成し、構成農家の営農を補完しつつ、法人化により中核的経営体への移行を進める方向（団体経営型）を目指すものとしますが、現状では十分な中核的経営体の確保が見込めない地域においては、当面の農用地利用や農業生産の維持等を重視して、個々の農家の営農を補完しつつ逐次効率的な団体経営体への移行を進める方向。
- (ウ) 集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、団体経営体若しくは個人経営体の育成を進める方向（集落営農型）。等の中から、地域の実情と農業者の意向に即した方向を選択して推進するものとします。

イ 農業構造再編の方法

地域の農業者自らが目指す農業構造の実現に向け、行政及び関係機関・団体等が協力して、中核的経営体の育成や地域ごとの課題解決に取り組む組織の育成を図ることにより、農業構造再編を推進するものとします。

(ア) 中核的経営体の育成

行政及び関係機関・団体等の調整・支援活動や地域組織の取組を通じ、各種施策を有効に活用して中核的経営体の育成に努めるものとします。

具体的には、認定農業者制度や特定農業法人制度の活用や、地域計画を通じて、地域の担い手となる経営体を明確化し、規模縮小農家の営農実態を踏まえながら、

農作業受委託や利用権の設定等による農用地の利用集積を推進するとともに、行政及び関係機関・団体等の役割分担と連携による機械・施設の貸付、労働力の調整、生産物の販売及び経営管理サービスの実施等を通じて中核的経営体等の経営基盤の強化を図ります。

(イ) 集落（地域）を基本単位とする構造再編

農業集落の持つ合意形成と利用調整機能を活用しながら集落営農組織や農用地利用改善団体の育成を進めるとともに、地域の農家の営農意向等を的確に把握したうえで、農家相談会等地域の話し合いを通じて今後の目指すべき方向の合意形成を図る等、集落等を基本単位とする地域ぐるみの構造再編を進めます。

なお、取組に当たっては、中核的経営体の育成を主眼にしつつ、これらの中核的経営体と小規模な兼業農家、高齢農家及び土地持ち非農家等との間で、地域資源の維持管理や、補助労働力の提供等の分野における役割分担を明確にして、相互にメリットを享受できるとともに負担も共有できる仕組みを作り上げるものとします。

(ウ) 産地体制の維持・強化

今日まで長野市の農業は、農業者と農業団体の一体となった主産地形成の取組のもとに指定産地等の指定を受け発展してきており、今後とも品目別主産地の維持強化を図っていくことが重要なことから、農業構造の再編成を進めるに当たっては、産地ごとの課題を明確化してその改善を進めるとともに、中核的経営体の育成と併せて高齢農業者等の生産継続も併せて支援する体制を整備し、産地としての生産・販売規模の維持拡大に向けて体質強化を図ります。

ウ 認定農業者制度の位置付け及び普及方針

経営改善計画の認定制度は、国が示す「魅力とやり甲斐のある農業経営」を確立していくための重要なポイントです。この制度による認定農業者は、農業経営者のモデルであり、農業を事業として営もうとする農業者にとって牽引車的役割を担っています。

このため、長野市においてもこの認定農業者制度を活用し、認定農業者を重点に事業を実施するとともに、この制度が多く農業者に理解され協力が得られ、一人でも多くの農業者が認定農業者となるよう、あらゆる機会をとらえて普及推進を図ります。

なお、期間の満了を迎えるものについては経営改善の実践結果の点検を行い、計画の達成・未達成にかかわらず年齢等を考慮しながら、再認定に向けて支援・誘導を行います。

エ 担い手への経営指導体制の整備の方向

農業経営改善計画の認定を受けた農業者や団体経営体、また今後認定を受けよう

とする農業者や団体経営体に対し、農業委員会・長野市農業公社・農業協同組合・農業農村支援センター及び長野市が講習会・研修会・相談会等を開催して技術指導や経営指導等を行うとともに、認定農業者に対して農業経営改善計画の進捗状況を認定期間の中間年に確認し、個別に相談や指導するフォローアップを行い、担い手が一層意欲を持って農業に取り組める体制を整備します。

（２）部門別誘導方向

ア 普通作物

米・麦等の土地利用型農業については、地域の実情に応じて農地中間管理事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の推進及び農作業の受委託の積極的な推進を図り、経営規模の拡大を促進します。

また、土地改良事業を積極的に導入し、ほ場の集団化と区画化を進めるとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を推進し、効率的な作業単位の形成と生産性の向上を図ります。

さらに、これらと併せて中核的経営体と地域の多様な農家群による道水路や畦畔等の管理について、作業の合理的分担体制の整備を図ります。

イ 園芸作物

野菜・果樹・花き等長野市農業生産の主体を占める園芸については、先進技術の導入等による作目別の産地体制の維持・強化を図りつつ、ほ場の集団化と区画化、高収益作目の導入、作型の分散と施設化、高能率機械作業体系の確立、委託育苗等の部分作業受委託の推進、選別・調整・荷造り作業の共同化、雇用労働力の確保等の対策を総合的に推進し、生産性の向上と規模拡大を図ります。

ウ 畜産

畜産については、先進技術と高品質畜種の導入、畜産物の高付加価値化、経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産、ヘルパー制度の充実等を進め、ゆとりある安定した経営の確立を図ります。

エ 施設型農業

施設園芸・きのこ等の施設型農業については、高収益作目の導入、自動制御等効率的な管理システムの導入、合理的集出荷流通体系の確立、施設の集団化、資金と経営管理の合理化等を推進し、生産性の向上と経営の安定化を図ります。

オ 地域農業の複合化

これらの部門別課題への対応に加えて、稲わらや堆肥の流通、機械・施設の共同

利用、補助労働力の調整等、部門間の合理的な補完体制をつくり、地域農業の複合化を促進します。

(3) 部門別経営改善のポイント

区 分	土地利用型		施設園芸	畜産等
	米麦等	野菜・果樹	等	
規模拡大	農地流動化の推進／組織的作業受委託推進／集落農業経営体育成	担い手規模拡大支援／協業型経営体の育成／共同利用組織の育成／リレー作型の導入	適正な経営規模の確立	
低コスト化	大規模省力生産体系の確立／連担地形成等効率的な作業単位の確立／機械施設の効率的利用／ほ場の整備	生産安定技術の確立／低コスト・省力技術体系の確立／機械施設の効率的利用／畑地の基盤整備	家畜生産能力の向上／家畜の損耗防止／飼料の自給率の向上／飼養管理技術の向上／低コスト・省力化の推進	
付加価値向上	良質米の生産／特別栽培米の生産	新品目・新品種・新作型の導入と産地化／個性的特産品の開発／地域内消費・直売等流通チャンネルの拡大／保鮮流通システムの確立	高品質畜産物の生産加工等による付加価値の向上	
経営体質強化	大規模農家・生産組織等の法人化／過剰投資の防止／経営管理能力の向上		自己資本比率の向上／休日のある経営の確立	
	通年就業形態の確立	過重労働等の改善／災害防止・共済加入	自動制御／組織の確立	清潔な畜産環境の確立
		価格安定対策		
体制づくり	農地利用集積と集団化 作業受委託の推進 集落営農の推進	労働力のあっせん・確保／部分作業委託の推進／高齢農家の農地等の継承／産地体制の維持強化	集出荷流通システムの近代化	ヘルパー制度の充実 診療体制の整備 経営管理への支援

(4) 地域別振興方向

長野市を北部地域（浅川・芋井・戸隠・鬼無里地区）、西部地域（小田切・七二会・信更・大岡・信州新町・中条地区）、南部地域（篠ノ井・川中島・更北地区）、南東部地域（松代・若穂地区）、中心市街地及び周辺平坦部地域（第一～第五・三輪・吉田・古牧・芹田・古里・柳原・大豆島・朝陽・若槻・長沼・安茂里・豊野地区）の5

地域に区分し農業の振興を図るものとします。

ア 北部地域

この地域は、南斜面の傾斜地帯と山間の平坦地で、豊かな自然に恵まれた農業地帯ですが、農地は分散しています。

現況の農用地は畑地で果樹・野菜・そばが多く、一部には水田地帯が点在しています。野菜地帯は高冷地では場整備が既成していますが、果樹園地帯は傾斜地で作業効率が悪い状況です。

浅川・芋井地区では、りんごを中心に果樹が栽培され、立地条件により水稻や野菜も栽培されています。

戸隠・鬼無里地区では、水稻、野菜などの栽培が行われ、戸隠ではそばが特産品として生産されています。また、戸隠牧場は、公共牧場として畜産農家からの預託を中心に畜産振興の役割を担っており、観光機能を備えたふれあい牧場としても利用されています。

このような状況から、立地条件を生かした地域農業の振興、新作物導入による荒地対策の推進を図ります。

農業生産基盤の整備においては、農用地に必要な農道の改良・整備を行い、栽培し易い条件と大型機械化の作業体系を充実させるとともに、水田地帯では、かんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図ります。

イ 西部地域

この地域は、犀川を北と南に挟んで広がる中山間地帯で傾斜地が多く、山林と農地が混在しています。犀川流域の一部に平坦地もあり、畑地のうち野菜地帯の一部は、集団的に整備されていますが、果樹園及び水田地帯は傾斜地にあり作業効率が悪い状況です。

小田切・七二会・信更地区では、りんごを中心とし果樹、水稻、野菜が栽培されています。信更地区の一部は、優良な種籾の生産地帯となっています。

大岡地区は、水稻を中心に栽培され、標高の高い山間地では冷涼な気候をいかしたリンドウなどの花きや野菜が栽培されています。

信州新町・中条地区では、小梅、りんご、柿などの果樹を栽培しているほか、信州新町では水稻、中条では野菜・豆類が栽培されています。

西山といわれるこの地域では、品質のよい豆類がとれ、特に大豆は「西山大豆」として知られています。

また、信州新町では、羊肉（サフォーク）を生産しており、特産品として振興を図っています。

このような状況から、直売事業を中心とした消費者に愛される活力と個性ある産

地づくりの確立を図ります。また、環境と共生し生きがいを持って取り組める農業の展開を進めます。

農業生産基盤の整備においては、農道の新設・改良整備を行うとともに、かんがい排水事業やため池等整備事業を実施し、生産性の向上を図ります。

ウ 南部地域

この地域は、犀川と千曲川に挟まれた肥沃な平坦地で、篠ノ井地区の一部西側が中山間地域となっています。平坦地の水田地帯は、ほ場整備が実施されており生産性は高いものの、中山間部にかけてのほ場は水源確保が困難な地域もあります。

また、この地域では、りんご、ももを中心とした果樹の栽培が盛んで、特にものの品種改良によるブランド化に取り組んでいます。

このような状況から、地産地消の推進と個性ある産地の確立を図ります。中山間地域においては、環境と共生し生きがいを持って取り組める農業の展開を進めます。

農業生産基盤の整備においては、ため池整備やかんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図ります。

令和元年東日本台風により農地・農業用機械・施設等に甚大な被害が発生した地域においては、関係機関と連携して産地の復興を図ります。

エ 南東部地域

この地域は千曲川と南東部の山並みに囲まれており、中山間地域と扇状地、千曲川流域の平坦地からなり、畑地と水田地帯に大別されます。水田地帯は、平坦地はほ場整備が実施されており生産性は高いものの、中山間部にかけてのほ場は水源確保が困難な地域もあります。

松代地区では、長いも、伝統野菜の松代一本ネギなど多種の野菜が栽培され、果樹ではぶどうのほか、りんご、ももが栽培されています。

若穂地区では、りんごを中心にぶどうなどの果樹が栽培され、平坦地では水稻も栽培されています。

このような状況から、地産地消に取り組み、立地条件を生かした個性ある産地の確立を図ります。

農業生産基盤の整備においては、ため池整備やかんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図ります。

令和元年東日本台風により農地・農業用機械・施設等に甚大な被害が発生した地域においては、関係機関と連携して産地の復興を図ります。

オ 中心市街地及び周辺平坦部

この地域は、市街地近郊の扇状地及び平坦地からなり、畑地帯と水田地帯

に大別されます。

市街地北東部の若槻・長沼・豊野地区では、りんごを中心とした果樹栽培が行われています。また、平坦部においては、水稻や野菜が栽培されています。畑地は、基盤が比較的整備された農業のし易い地域であり、水田地帯は、ほ場整備が概成しています。

このような状況から、都市型農業の特性を活かした地産地消の推進とともに、個性ある果樹産地の確立を図ります。

農業生産基盤の整備においては、かんがい排水事業や用排水路の改良整備を行い、生産性の向上を図ります。千曲川に接する果樹地帯では大雨による浸水被害が多く、大規模河川改修事業（浅川治水対策など）を含めた排水事業の推進が必要です。

令和元年東日本台風により農地・農業用機械・施設等に甚大な被害が発生した地域においては、関係機関と連携して産地の復興を図ります。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進します。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

(単位：a (ha)、人、千円)

NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
1	水稻	19ha	水稻 19ha	2.0	0.0	5,310	10,620	
2	水稻+小麦+大豆	21ha	水稻 12.6ha、小麦 8.4ha、大豆 8.4ha	2.0	0.0	4,950	9,910	
3	りんご	350a	(普)ふじ 350	1.0	1.5	5,000	8,040	(普)普通樹
4	りんご	220a	(普)ふじ 40・(新)ふじ 40、ゴールド 40、スイート 60、秋映 40	1.0	1.5	5,000	8,040	(普)普通樹 (新)新わい化
5	りんご+もも	200a	(新)ふじ 60、秋映 30、ゴールド 50、あかつき 30、川中島白桃 30	1.0	1.5	5,000	8,170	(新)新わい化
6	ぶどう+りんご	210a	シャインマスカット 40、パープル 40、巨峰(無核) 80、(新)ゴールド 50	1.0	1.5	5,000	9,600	(新)新わい化
7	りんご+アスパラガス	260a	(普)ふじ 70・(新)ふじ 80、スイート 60、アスパラガス 50	1.0	1.5	5,000	8,120	(普)普通樹 (新)新わい化
8	きゅうり	70a	半促成 20、夏秋 30、抑制 20	1.0	1.5	5,000	8,040	
9	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設) 30	2.0	0.5	5,000	8,160	
10	カーネーション+トルコギキョウ	70a	カーネーション 40、トルコギキョウ(抑制) 30	2.0	1.0	5,000	8,020	
11	リンドウ+コギク	110a	リンドウ(露地) 50、コギク(露地) 60	1.0	2.0	5,000	7,530	
12	えのきたけ	—	えのきたけ 12 万本×5.5 回転	1.0	1.5	5,000	8,060	
13	酪農	—	フリーストール産経牛 80 頭、育成牛 40 頭	1.0	2.0	5,000	8,160	
14	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時 135 頭	1.0	1.0	5,000	8,170	
15	水稻+そば	20ha	水稻 12ha、そば 8ha	2.0	0.0	3,000	5,950	中山間等条件 不利地域
16	りんご	120a	(新)ふじ 50、つがる 40、スイート 30	1.0	0.5	3,000	3,980	中山間等条件 不利地域
17	りんご+ぶどう	90a	パープル 20、シャインマスカット 20、(新)スイート 25、(新)ふじ 25	1.0	0.5	3,000	3,940	中山間等条件 不利地域
18	トマト複合	70a	トマト(半促成) 30、キュウリ(抑制) 30、ハウレンソウ 10	1.0	1.0	3,000	4,290	中山間等条件 不利地域
19	アスパラガス複合	700a	水稻 6.5ha、アスパラガス 50	1.0	1.5	3,000	4,060	中山間等条件 不利地域
20	リンドウ+コギク	60a	リンドウ(露地) 30、コギク(露地) 30	1.0	1.0	3,000	3,880	中山間等条件 不利地域
21	えのきたけ複合	畑 120a	えのきたけ 4 万本×4 回転、アスパラガス(露地) 120a	1.0	1.0	1,510	1,510	中山間等条件 不利地域
長野市営農類型 平坦地 14 中山間地 7 合計 21 累計								

注 1) 表中の略称について ゴールド=シナノゴールド、スイート=シナノスイート、パープル=ナガノパープル

○生産方式及び経営改善のポイント

区分	内容
米	・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米の生産 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減
麦・大豆・そば	・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の導入
ぶどう	・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ®」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設の導入 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入
もも	・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返り ・疎植低樹高仕立て栽培
レタス	・夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくり ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくり
はくさい	・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくり
キャベツ	・水稲、はくさいの転換品目として導入 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくり ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくり
ブロッコリー	・標高差を活かしたリレー出荷体系を推進 ・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大 ・水稲、はくさいの転換品目として導入
アスパラガス	・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理 ・施設化による病害対応と多収穫化 ・一年養成苗等の活用による短期成園化 ・新規栽培者の育成・確保

トマト	・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培 ・新規栽培者の育成・確保 ・土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引の確保
きゅうり	・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の育成・確保
夏秋いちご	・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等 I P M 技術の導入による減農薬、省力化
キク	・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期（8月盆、9月彼岸等）出荷 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けパック花等用途別生産 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大
カーネーション	・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
トルコギキョウ	・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加（9月下旬～11月） ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくり
えのきたけ	・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
乳用牛	・搾乳ロボットや I C T 等の導入による経営規模の拡大と生産性向上 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖牛や産乳性の向上
肉用牛	・I C T を活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産

注 1) 長野県農業経営指標を参考にした。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年以内に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上を目指すこととします。

2 農業経営の指標（新規就農）

（単位：a、人、千円）

NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
1	果樹（もも+りんご）＋ 水稻	150a	あかつき 20a、川中島白桃 20a、シ ナノスイト 20a、ふじ 20a、水稻 70a	1.0	1.0	2,500	3,100	水稻は、基 幹作業の外 部委託を活 用し、過剰 な施設機械 を取得しな い
2	果樹（りんご専作）	100a	つがる 30a、シナノスイト 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
3	果樹複合 （りんご＋ぶどう）	60a	シナノスイト 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ナガノパープル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは 新わい化
4	果樹複合（りんご＋もも ＋ブルーベリー）	100a	つがる 20a、シナノスイト 20a、ふじ 40a、白鳳 10a、ブルーベリー 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは 新わい化
5	果樹・野菜複合 （ぶどう＋アスパラガ ス）	75a	無核巨峰 30a、ナガノパープル 15a、シ ャインマスカット 10a、アスパラガス（半促 成）20a	1.0	1.0	2,500	3,200	アスパラは5/ 中で収穫を 切り上げる
6	果樹・野菜複合 （りんご＋ミニトマト）	95a	つがる 20a、シナノスイト 30a、ふじ 40a、ミニトマト 5a	1.0	1.0	2,600	3,200	りんごは 新わい化
7	野菜（夏秋いちご専作）	20a	夏秋イチゴ（高設）20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
8	野菜複合 （トマト＋きゅうり）	55a	トマト（雨よけ）15a、 キュウリ（半促成 20a→抑制 20a）	1.0	1.0	2,500	3,500	
9	花き（きく施設＋露地）	55a	施設（7・8月出荷 15a、9・10月出 荷 15a）、露地（9月出荷 25a）	1.0	1.0	2,500	3,700	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。
	1 施設・機械投資の低減 ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 ・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましいです。 ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入としないよう配慮します。 2 経営管理及び生産方式 経営管理及び生産方式は、第1 4（2）及び第2の2に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。

注1） 本指標は、長野県農業経営指標を参考にした。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

長野市内の農地及び農業生産力を将来にわたって維持していくため、長野市は、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有する人材の確保及び育成に取り組めます。

農業を担う人材を確保するため、新たに農業経営を営もうとする青年等をはじめ親元就農者や定年帰農者、法人や他の仕事とともに農業に従事する者等、多様な人材の積極的な誘致に努めます。さらに、これらの者が農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修等の支援を行います。

人材の育成については、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業農村支援センター、農業協同組合等と連携した研修・指導や相談対応等に取り組めます。

2 市が主体的に行う取組

長野市は、充実した就農関連情報の発信や農業体験者の受入等を通じて、市内外からの就農等希望者誘致に積極的に取り組めます。

新たに農業経営を始めようとする青年等には本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、認定新規就農者向けの国の支援策や市の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着と経営改善に導きます。

目標年度に青年等就農計画の達成が見込まれる者については引き続き認定農業者への誘導を行い、さらなる経営発展を支援します。

新規就農者等へは、農業委員会や農業農村支援センターと連携しながら段階に応じたきめ細やかな研修やフォローアップを行い、農業経営の安定に向けた強力なサポートを行います。

3 関係機関との連携・役割分担

(1) 市

ア 農業政策課

就農相談の窓口として、就農等希望者に対する情報提供と就農相談を実施します。また、認定新規就農者制度に該当する者に対しては制度の紹介、青年等就農計画の作成支援及び認定を受けた者に対する各種制度の活用支援を行います。

イ 農業委員会

新規参入希望者からの相談受付、農用地等に関する情報提供、現地調査等を行います。

ウ 農業研修センター

研修コースや講座の実施により、定年帰農者等多様な担い手に対して農業技術の習得支援を行います。

(2) 農地中間管理機構・長野市農業公社

新規就農者への農用地の利用集積を進めます。

(3) 農業協同組合

生産流通に関する総合的な機能を発揮し、青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

(4) 農業農村支援センター

農業経営・就農支援センターのサテライト窓口として、農業を担う者の育成・確保を図るための情報発信、農業経営改善にかかる啓発活動等を行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の育成・確保のための情報収集・相互提供

長野市は、ホームページでの発信に加え、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、長野県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて常時発信します。

また、農業経営・就農支援センターと連携し、就農希望者に向けた対面や Web による就農相談会の開催、農業体験の受入れ等を実施します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度になります。

地域名	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
平坦地	50%	中山間地の区域を除く
中山間地	35%	浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条
市全体	40%	

中核的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形で農用地の利用を確保することが重要です。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、農地中間管理事業等による農用地の面的集積の促進に努めるものとします。

(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積には、基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

2 目標年次は令和15年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

長野市の平坦部においては、水稻・野菜を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできています。しかし、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

また、長野市の山間部では、水稻・果樹を中心とした農業が行われていますが、農業従事者の高齢化が進んでいます。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されます。

このため、担い手の育成に加え、農業委員会・長野市農業公社・農業協同組合・農業農村支援センター・土地改良区・長野市等の関係機関が連携し、地域計画を通じて、団地面積の増加及び担い手への農用地集積を促進します。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとします。

ア 平野部については、農地中間管理事業を積極的に活用し、優良農地の有効的な活用を推進します。

イ 中山間地域については、更に高齢化が進むことが予想されるため、軽作業・軽量で収入を得られる品目等を選定し団地化して農地利用を促進します。

また、関係機関とともに以下の施策・事業の実施を図ります。

(3) 関係機関・団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、関係機関・団体相互の連携と役割分担のもとで、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、農地の利用集積の取組を促進します。

その際、長野市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。

また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、関係機関が連携して、利用集積対象者の間の協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図ります。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

長野市は、長野県が策定した基本方針の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、長野市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

長野市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行います。

- ・法第18条第1項の協議の場の設置、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ・農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ・その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

ア 北部地域及び西部地域については、中山間地の傾斜地で農業従事者の高齢化が進行し農業後継者が不足していることから、農業経営の改善を図るために必要な農業後継者の養成及び確保を促進する事業を重点的に実施するものとします。

イ 平坦地である南部地域・南東部地域・中心市街地及び周辺平坦部地域については、水田・果樹園・野菜畑を中心に基盤整備を促進し、農作業の受委託を含め担い手に利用集積を進めるための事業を重点に実施するものとします。

特に、換地と一体的な利用権の設定等を推進し、担い手が連担的な条件化で効率的な生産が行えるように努めます。更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導や助言を行います。

以下、各個別事業ごとに述べます。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置

ア 協議の場の開催時期及び情報提供の方法

協議の場の設置にあたっては幅広い農業者の参画を図るため、地域計画を策定し

た区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとします。

開催にあたっては、地区回覧や長野市ホームページ等に加え、関係機関による周知を図ります。

イ 参加者

協議の場への参加者は農業者、農業委員会、長野市農業公社、農業協同組合、農業農村支援センター、土地改良区、長野市及びその他関係者としています。

ウ 協議すべき事項

協議の場においては、当該区域の実情を踏まえて次に掲げる事項を協議するものとします。

- ・当該地区における農業の将来のあり方
- ・農業上の利用が行われる農用地等の区域
- ・その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

なお、長野市は、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう、調整を行います。

エ 相談窓口の設置

協議の場への参加者等からの協議事項に係る問い合わせに対応を行うための窓口を、長野市農業政策課に設置します。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準は、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定することとします。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業

長野市は、地域計画の達成に向けて、農業委員会・長野市農業公社・農業協同組合・農業農村支援センター・土地改良区その他の関係団体と連携しながら、計画策定区域の状況確認、協議の場の設置から地域計画の随時更新、公表に至るまでの適切な進捗管理を行います。

また、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか、進捗管理を毎年実施するものとします。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

長野市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6－1号の認定申請書を長野市に提出して、農用地利用規程について長野市の認定を受けることができるも

のとします。

イ 長野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をします。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) (4) のアの (イ) の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) (4) のアの (エ) に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 長野市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を長野市の掲示板への掲示により公告します。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとします。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

(エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 長野市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）のアの認定をします。

(ア) イの（イ）に掲げる目標が（４）のイの実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

ア （５）のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農

作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 長野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

イ 長野市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)長野県農業開発公社）、長野市農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように努めます。

3 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の推進

長野市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及促進

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進

(2) 農業協同組合・長野市農業公社による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、長野市農業公社と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推

進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

長野市は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 長野市は、県営農地中間管理機構関連農地整備事業綿内東町地区（令和元年度～令和 5 年度）、県営畑地帯総合土地改良事業川田長原地区（平成 30 年度～令和 7 年度）等による農業生産基盤整備の促進を通じて、生産性を向上させるとともに、担い手に農地の集積・集約化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図ります。

イ 長野市は、中山間地域を主体とした農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努めます。

ウ 長野市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

長野市は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、長野市農業公社その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策を検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成に資するための実現方策等について、研究・検討を行うものとします。

また、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び長野市農業公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、長野市は、このような協力の推進に配慮します。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この基本構想の第5は、平成10年7月17日から施行する。

附 則

この基本構想の第5は、平成11年2月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成14年4月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成17年7月5日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年8月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和2年9月14日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。

附 則

この基本要綱は、令和7年2月20日から施行する。